

金沢市告示第99号

令和6年告示第16号（富山県及び石川県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日については、次の表の左欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に定める期日とします。

なお、地方税法（昭和25年法律第226号）又は金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限（普通徴収に係る個人の市民税、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の種別割の納付又は納入の期限並びに市たばこ税、入湯税及び宿泊税の申告等の期限に限る。）で、その期限が令和6年5月31日以後に到来するもの（次の表に掲げる期限を除く。）については、期限の延長は行いません。

令和6年4月11日

金沢市長 村山 卓

対象となる申告等の期限		指定する期日
普通徴収に係る個人の市民税の納付の期限	令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの	令和6年5月31日
給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	令和6年1月1日から同年6月9日までの間に到来するもの	令和6年6月10日
固定資産税及び都市計画税の納付の期限	令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの	令和6年5月31日
市たばこ税の申告等の期限	令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの	令和6年5月31日
入湯税の申告等の期限	令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの	令和6年5月31日
宿泊税の申告等の期限	令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの	令和6年5月31日